

令和元年度宇部市公共交通協議会第2回会議録

日時：令和元年（2019年）12月19日（木） 10:30～11:20

場所：宇部市文化会館 2階 第2研修室

出席者：13名（欠席者2名）

榑原会長、木下副会長、鈴木委員、大谷委員、綿部委員、辻野委員（代理出席）、糺委員、秋本委員、吉原委員、木原委員、森山委員、萩原委員、安平委員（代理出席）

事務局：6名

総合戦略局 富田参事

共生社会ホストタウン推進グループ 中村グループリーダー、大木サブリーダー、伊藤チーフ、久保田主任、金子

次第：1 会長あいさつ

2 議事

【道路運送法関係】

(1) 藤山校区コミュニティタクシーの実証運行について
(藤山校区コミュニティタクシー運営協議会)

【形成計画関係】

(2) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

【移動等円滑化促進方針関係】

(3) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
(宇部市障害福祉課)

3 その他

1 会長あいさつ

2 議事

【道路運送法関係】

(1) 藤山校区コミュニティタクシーの実証運行について 【承認】

藤山校区コミュニティタクシー運営協議会から、藤山校区コミュニティタクシーの実証運行について説明を行い承認された。質疑については、以下のとおり。

【委員】

路線定期運行はバリアフリー法の対象となりますが、バリアフリー基準を満たしていない小型タクシー車両を使うので、バリアフリー法適用除外とするため、この協議会で承認いただく必要がありますので、合わせて審議をお願いします。

【会長】

資料3-1の運行ルートですが、停留所②～④は、以前のバス路線より住宅地域に入り込ん

でいるのでしょうか。

【協議会】

停留所②～④は、バスが通れない住宅地域でしたが、これまでも公共交通の要望があり、小型タクシーであれば通行できるので運行することになっています。

【会長】

運行ルートは、以前のバス路線を踏襲し、利便性を向上させるため、一部を住宅地域により近づくように設定されています。

【委員】

運行ルートは住宅地域内を運行するようになっていますが、フリー乗降は検討されましたか。

【協議会】

以前、デモンストレーション運行をした際に、地域住民のニーズを把握し、拠点となる場所を停留所に設定しています。フリー乗降も検討しましたが、停留所があった方が利用しやすいとのことでした。

【事務局】

運行ルートは道幅が狭いところがほとんどで、安全に乗降できる場所を停留所にしていきます。フリー乗降が可能な区間もありますが、通常のタクシーとの棲み分けも考えて、乗降は停留所のみとしています。

【委員】

道が狭小で、運行は大変とは思いますが、コミュニティタクシーが運行することは喜ばしいことだと思っています。運行ルートが住宅地域の奥まで設定されていますが、追加車両の手配はすぐにできるのでしょうか。

【協議会】

追加車両がすぐに手配してもらえるようタクシー事業者をお願いしていきます。

【会長】

コミュニティタクシーの導入は、これで6か所目になります。事務局へのお願いになりますが、順調に運行できるように、他地域でのノウハウなどを伝えてご支援いただきたいと思います。

【形成計画関係】

(2) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 【承認】

事務局から、事業評価について説明を行い承認された。質疑については、以下のとおり。

【委員】

主要幹線等のブランディングについて、市と一緒に実施させていただいています。ワークショップは2回実施予定で、先週の第1回は中・高・大学生に集まっていたいただき、若者の視点から色々な意見をいただき、取りまとめているところです。そこに、高齢者、勤めている

人、子育て世代などの視点を加え、デザイナーに様々な意見を盛り込んだ案を作ってもらい、年度内に皆様にお示ししたいと思っています。そのうえで、来年度以降、公共交通マップなどの反映に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いします。

【委員】

この事業評価は補助金の制度上必要な手続きとなります。実施期間は年度内となっておりますが、この時期に評価をしていただくようになっています。

これからの手続きで、事業評価を広島の中国運輸局に上げていく中で、自己評価なので内容が大きく変わることはありませんが、軽微な修正をお願いすることがあります。

【会長】

軽微な修正は、スケジュールの都合上、事務局一任ということも含めて御審議をお願いします。

【会長】

この事業は、背景として、網形成計画に基づき等間隔運行を実現する主要幹線を設定していますが、日常利用者以外にはなかなか伝わっていないことがあります。皆様に広く伝わるような情報提供の一環として、ブランディングにより工夫していくというのが着想で、重要な取組と思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

【移動等円滑化促進方針関係】

(3) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 【承認】

宇部市障害福祉課から、事業評価について説明を行い承認された。質疑については、以下のとおり。

【会長】

移動等円滑化促進方針については、道路運送法関係と重複した委員もいらっしゃいます。まち歩きワークショップ等には多くの委員にも参加いただき、現在、マスタープラン案を取りまとめ、パブリック・コメントを実施した段階で、「計画通り事業は適切に実施している」という事業評価となっております。

【委員】

マスタープランは何のマスタープランなののでしょうか。また、マスタープランと関連計画との関係はどうなっていますか。

【障害福祉課】

マスタープランは、バリアフリー化のマスタープランのことで、移動等円滑化促進地区を定め公共交通、道路、施設を一体的にバリアフリー化していく方針を示すものになります。網形成計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等との整合を図りながら、地区の選定を行っているところです。

【委員】

このマスタープランは、平成30年に一部改正されたバリアフリー法に基づくものになります。以前もバリアフリー法に基づく基本構想がありましたが、具体的な事業を記載しないとイケないので、関係者の合意が取れず、制度が広まりにくい状況がありました。法改正により、まずはマスタープランで地区を定めてバリアフリー化の方針を定め、基本構想につなげていくことでバリアフリー化を推進していく制度に変わりました。

マスタープランの策定に係る調査事業についても、議事2と同じ補助制度となりますので、事業評価が必要となります。

こちらの事業評価も先ほど同様、軽微な修正をお願いすることがあります。

【会長】

公共交通側から見ると、バリアフリーに特化した計画で、網形成計画とは役割が異なります。

3 その他

【事務局】

JR西日本の来年3月のダイヤ改正の新聞記事について説明します。

4年連続で利用者数が増加しているJR宇部線ですが、休日運休していた一部列車が毎日運行することになり、休日6本の増便となります。休日朝の通学や通勤、中央公園テニスコートなど沿線施設の利用が大変便利になります。

【会長】

背景として、休日の中央公園テニスコートの大会等での利用者が多いことがあります。これまでJR宇部線は、減便が繰り返されてきましたが、今回久しぶりの増便となります。これには関係各位のご努力があったからだと思えます。JR宇部線利用促進協議会は、JR宇部線開業100周年をきっかけに様々な取組を実施し、JRと行政との信頼関係を築き、その積み重ねもあって今回の増便に繋がったと思っています。引き続き、より良い公共交通体系の実現にご努力いただきたいと思います。